

令和6年度東京都入札監視委員会 第1回制度部会

令和6年5月15日(水)

東京都庁第一本庁舎南側 35階 第二入札室
(※上記会議室を拠点としたオンライン会議)

【須藤契約調整担当部長】 それでは大変お待たせいたしました。定刻でございますので、これより令和6年度東京都入札監視委員会第1回制度部会を開催いたします。

委員の皆様にはお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます財務局契約調整担当部長の須藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は東京都の入札契約制度についてご意見をいただきます。委員の皆様には、それぞれ専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札・契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただけますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の出席の状況でございますけれども、4名の委員の皆様、全員オンラインでご参加をいただいております。ありがとうございます。東京都の出席者につきましては、お配りの出席者名簿のとおりでございます。

なお、4月1日付東京都の人事異動がございまして、新たに経理部長として稲垣が着任しております。

次に、本日の議事進行役についてであります。堀田部会長にお願いしたいと存じますが、皆様、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【須藤契約調整担当部長】 では、堀田部会長、よろしくお願いいたします。

【堀田部会長】 皆様、おはようございます。それでは、よろしくお願い致します。

まず本日の議事進行と資料につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは議事進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。本日は、当委員会設置要綱第2条第2号に基づく入札・契約制度の議題となります。

議案は、1点目、前払金制度について。2点目、現場代理人の常駐義務の緩和について。3点目、設計等委託における最低制限価格の算定式の見直しについてでございます。

続きまして、事前にお送りした資料について確認させていただきます。本日の資料は、A4縦の次第一式とA4横の資料が1枚、資料2が2枚、資料3が1枚でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

(なし)

それでは堀田部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【堀田部会長】 それではまず、議題1、前払金制度について事務局からご説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、引き続きましてご説明申し上げます。資料1、「前払金制度について」をご覧ください。

まず始めにですけれども、前払金とは、というところから始めさせていただきます。前払金とは、資材購入や労働者の確保等、工事の着工資金の確保のために、契約金額の一定金額割合を前払いするものでございます。

効果といたしまして、建設業者の着工資金を確保し、資金調達に係る金利負担を軽減、資金繰りを改善する等の効果があります。その他にも、労働者や下請企業等への早期の支払確保、工事の円滑・適正な施工を確保する効果があると考えております。

都の前払金制度の考え方でございますけれども、中小企業の資金需要に応えるため、中小企業の受注が多い金額帯で手厚く支払うこととしております。具体的には下の小さい字のところになります。まず契約金額が9億円未満の場合、契約金額の4割を支払います。その後、9億円から36億円の間におきましては3.6億円の一定額を支払います。さらに36億円以上となる場合については、契約金額の1割を支払うという、こういった支払い方をしてきました。

ところで、近年の状況でございますが、入札制度改革に合わせて、これまで中小企業単体で入札参加を認めていなかった大規模工事への参加要件を緩和いたしまして、現在、能力のある中小企業様は9億円以上の工事にも参加可能となっております。また、近年の資材価格の高騰などにより、中小企業を取り巻く経営環境が厳しい状況にあります。こうした中で、改正案といたしましては、この契約金額の4割を支払うというこのラインを9億円から18億円まで引き上げたいと考えております。あわせて、前払金の支払限度額3.6億円以上から7.2億円へ引き上げたいと考えております。例えば18億円の工事の場合、7.2億円を支払うといったようなイメージになります。こうしたことにより、中小企業における経営の安定に一層寄与してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの点につきましてご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

【斉藤委員】 よろしいでしょうか。

【堀田部会長】 お願いいたします、斉藤委員。

【斉藤委員】 よろしく申し上げます。

2点ほどありまして、まず1点目、前払金ですが、今回の見直しに関連して、国はどのように対応しているのかということと、2点目として、4割を支払うラインを9億円から18億円に引き上げるということで、これに異論は全くなく、反対するものではございません。18億円に引き上げることに伴い、今後の工事の見通しとして、18億円以上の案

件は増えていくものかどうか、その2点だけ教えていただければと思います。お願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】　　まず国の前払金の制度でございますけれども、基本的には4割を支払うといった点は変わりはありません。ただ、支払限度額3.6億円とか、契約金額3.6億円以上の場合に契約金額の1割とするとかもなく、どういう場合でも4割を支払うという制度になっております。また、東京都の場合は着手時に契約金額の4割全額を支払う制度でございますが、国の場合は毎年の出来高割合に応じて4割を支払うという制度であり、異なる制度となっております。

2点目ですけれども、1.8億円とした場合に、そういった工事が増えていくかということですが、恐らく変化はないのではないかなと思っております。発注金額というのは、工事の規模ですとかロットに応じて決まってくるものですし、前払金以外にも部分払いですとか既済払い等もありますし、最終的には竣工金を支払いますので、恐らく変化はないのではないかと考えます。

簡単ですが、以上です。

【斉藤委員】　　ありがとうございました。よく分かりました。

【堀田部会長】　　ありがとうございます。仲田委員、お願いいたします。

【仲田委員】　　よろしいですか。

【堀田部会長】　　聞こえます。

【仲田委員】　　中小企業における経営の安定に寄与するという手段、施策として大変結構なことだと思っているのですが、質問が2つあります。1つは、従来4割の前払いが契約金額1.8億円にレベルが上がり、なおかつ支払額7.2億円という上限が契約金額7.2億円まで設定されるということで、増えるわけですね。この増分というのは、どのくらいの金額に相当するのか教えていただきたいのですけど。つまり都の負担としてどのくらい予算として見積もっているのか、そこを具体的に知りたいなということが1点です。もう1つは今の質問にありましたことと関係するのですが、契約金額9億円の工事件数がそれほど増えないだろうとおっしゃったその工事件数は2,600件強あるように理解していますが、その99%分の2,600件というのは、全体の工事金額のうちどのくらいなのか。これを件数ではなくて金額として、おおよそでよろしいのですけれど教えてください。この2点です。

【米倉契約調整技術担当課長】　　まず1点目でございますけれども、前払金の額が例えば単年度でどれくらい増えるかというご質問かと思えます。それは毎年の発注工事が違いますので、一概には言えませんけれども、試算しますと数十億円程度かなと考えております。

【仲田委員】　　数十億円。

【米倉契約調整技術担当課長】　　はい。それから、4割を支払う範囲が約99%以上になるわけですが、こちらが金額ベースでどれくらいの割合になるかというのは、手

持ちがございませんので、後ほど確認させていただけたらと思います。件数で言いますと、18億円までで約99%以上は確保できるのですけれども。

【仲田委員】 いや、正確に言いますと、99%の件数が約2,600件強というふうに理解していますが、この金額は何億円なのかを知りたいということです。

【米倉契約調整技術担当課長】 99%に該当する金額がどれくらいかという。

【仲田委員】 ええ。

【米倉契約調整技術担当課長】 すみません、そちらも同様でして、まだ手持ちがございません。

【仲田委員】 そうですか。後で結構ですけど、よろしくお願いします。

【原澤委員】 では、原澤からもよろしいでしょうか。

【堀田部会長】 お願いいたします。

【原澤委員】 ご説明ありがとうございました。中小企業支援のためのよい変更だと思います。一方で心配するのが、中小企業は経済基盤が大企業に比べて強くないので、倒産のリスクも大企業より大きいといえ、多額の前払金を支払った後に倒産などがあると、貸倒損失が多額になってしまうという点です。そのリスクに対して何等かの対策を講ずるのか、講ずるのであればどういう対策なのかを伺いたいと思います。保険等でカバーするというのであれば、今回前払金が増えても保険でカバーできるかという点のご確認もお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 前払金に関しましては、受注者が前払い保証というものに加入していただきまして、万が一、倒産等があった場合につきまして、発注者が過払いになっている部分につきましては、保険会社から補填といたしますか、支払いが発注者側にされます。具体的には東日本建設業保証株式会社というところで受けていただいている保険になります。

【原澤委員】 今回前払金が増額されることになりましたが、増額分についても保険会社から保証され、都が負うリスクは従来と変わらないという理解で大丈夫でしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 保険金もですけれども、保証料というのを受注者が東日本建設業保証株式会社に支払うのですが、前払金の額が高くなれば、保証料の額も高くなります。ただ、そちらにつきましては、東京都の積算する発注金額に含めておりますので、そちらのほうから払っていただくということになります。

【原澤委員】 分かりました。ありがとうございます。前払金が増額となっても、都としては支払いのタイミングが変わるだけで、リスクとしては変わらないと認識いたしましたので、ぜひ進めていただければと思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

それでは私からも1点伺えればと思うのですけれども、事前にご説明いただいた際にも申し上げましたけれども、この前払金40%というのは、他国と比べると極めて大きい割

合で、これ自体が制度としていいのかということは、もう何十年も議論されていることなわけですけれども、今回のご提案については、異論はないのですけれども、一方で部分払いですとか、あるいは出来高部分払い、あるいはその中間払いといったような、そういったその制度と併せてどうあるべきかということを実は議論されるべきかというふうに思っています。

例えば極端に申し上げますと、仮に40%前払金を支払ったとしても、工事が完成に行くに従って、結局のところ支出が収入を上回るということのは、タイミングとしてはあり得るわけで、そのときのその資本コストというのは、結局のところその価格に転嫁されるわけですから、それが合理的かどうかということは発注者として判断しなくては行けない。先ほどの保証料が積算に含まれているということと同じ論理かと思えますけれども、そういったことを含めて総合的に今回の変更、関連する制度等含めてどのように支持されるかということについて、もう少しご説明いただければと思うのですが。

【米倉契約調整技術担当課長】　今回は前払金制度というもので、ご説明させていただきましたが、実際の工事における支払いというのは、前払金以外にももちろん竣工払いもありますけれども、いわゆる部分払い、既済払いと言われているような、工事が一定程度進捗した際に、その出来上がった部分まで検査を受けていただいて支払うというやり方もございます。一定規模以上の工事であればそういったものを使っております。

例えば、団地などの工事ですと、躯体が終わった段階ですとか、内装工事が終わった段階とかというふうに、3回から5回くらい既済払いをしているというような実情もございます。そういった制度と合わせて、この前払金制度を運用していきたいと考えております。

また、そのほかにも中間前払金制度も、国と同様にございまして、そういった制度も活用しながら支払いは行っているというのが実情でございます。

【堀田部会長】　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(意見等なし)

【堀田部会長】　それでは、よろしければ次の議題に移りたいと思います。こちらの件につきましては、今いただいたご意見を踏まえて引き続き検討をいただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【堀田部会長】　それでは次の議題に行きたいと思います。現場代理人の常駐義務の緩和につきまして、ご説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】　それではご説明申し上げます。資料2「現場代理人の常駐義務の緩和について」をご覧ください。

現場代理人とは、工事現場の運営・取締りを行う受注者の代理人として契約書の規定に基づき配置を求めている方になります。現場代理人につきましては、契約書において、工事現場への「常駐義務」を規定しております。常駐義務とは、工事が稼働している最中は

現場に詰めていてくださいといったようなことになります。

一方で、常駐義務の緩和につきまして、国は「常駐義務の緩和の基本的な考え方」を示しているところをごさいますて、各自治体ごとの適切な運用をするよう通知しています。

内容といたしましては、工事規模等は工事現場の運営・取締り等が困難にならない程度、距離は一定範囲内、兼務をする工事件数は少数などといったことを通知しております。現在までに多くの自治体では何らかの要件は設定して、複数現場の兼務を認めてきているというような状態でございます。

一方、東京都におきましては大都市ということもありまして、市街地における工事が非常に多く、騒音や振動など、近隣との調整ですとか、周辺への交通など安全配慮が重要な工事が多いことなどから、これまで複数現場の兼務を認めてこなかったところです。

そこまでが状況ですが、対応案といたしまして、今般の建設業における担い手不足を踏まえまして、一定の要件を満たす場合、複数現場の兼務を認めていきたいと考えております。次のページがその要件設定の考え方になります。制度導入で、現場運営・取締りに支障が生じないよう、国の基本的な考え方などを参考に要件を設定しております。

まず1つ目ですけれども、工事現場には、技術者がいますけれども、その技術者の兼務が認められている金額といたしまして、4,000万円未満、建築工事の場合8,000万円未満と定めておりますが、こちらと同様に金額帯を設定していきたいと考えております。

現場間の距離につきましても、先ほど申し上げました技術者の兼務が認められる距離といたしまして設定している10km以内とさせていただきたいと思っております。ただし島しょ部におきましては、大島などでは10kmを若干オーバーしてしまうような実情もありますが、交通状況が非常によいということもありまして、島しょ部につきましては同一島内でよいのかなと考えております。

3点目といたしまして、事故時の緊急対応や住民対応を行っていただく必要がありますので、兼務可能な件数は2件までとさせていただきたいと思っております。また、不在となる際には連絡員を配置し、連絡体制を確保していただきつつ、引き続き重要な会議や主要な工程には立会・参加をお願いしたいと思っております。こうしたことを原則に、各工事で兼務の可否を判断するというやり方で、現場代理人の常駐義務の緩和を進めていきたいと考えております。

説明は簡単ですが、以上になります。

【堀田部会長】 ありがとうございます。それではただいまの件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【原澤委員】 では、原澤からよろしいでしょうか。

【堀田部会長】 お願いいたします。

【原澤委員】 ご説明ありがとうございます。そもそも現場代理人に常駐義務を課す理由は、現場の安全及び工事の品質の確保という観点からだと思っておりますので、常駐義務の緩和により工事の品質が下がったり、現場の安全性が損なわれたりする危険性がないこと

が今回の緩和を認める必要条件だと思いますが、今回の内容であれば、東京都としてはそれらに問題はないと考えているという理解でよろしいでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 基本的にはこの条件であれば大丈夫かなと思っておりますが、とは言いつつも、各工事現場でそれぞれの事情がございます。多様な工事がありますし、置かれている環境も異なりますので、各工事でこういった条件に合致していても、やはり特殊な条件があって、常駐を求めていきたいという工事があれば、それは各工事で兼務の可否を判断していただくというやり方で、安全等の担保は図っていただけらと思っております。

【原澤委員】 その個別の検証というのは東京都がするのではなくて、受注者側が自分で判断するというのでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 発注の際に、発注者のほうで、こちらの工事につきましては、こういう特殊な事情があるので、兼務はできない工事ですよということを明示しながら発注はさせていただくというやり方を取っていきたいと考えております。

【原澤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【堀田部会長】 仲田委員、お願いいたします。

【仲田委員】 この担い手不足を解消するという方策についてのご提案、よく分かります。そこで質問なのですが、一定の要件が満たされたことを確認の上としていますが、この一定の要件、例えば下請総額が4,000万円未満だということで、追加工事があった場合にそれはどういう解釈になるのかという点。あるいは現場間の距離ですよね。10kmと言う点。

こういったことは、4,000万円未満の話も含めて、受注者との間で認識は共有できるものなのですかという質問です。

【米倉契約調整技術担当課長】 まず1点目でございます。4,000万円未満ということで、予定価格が4,000万円未満。建築工事の場合は8,000万円未満とさせていただきます。

例えば、設計変更などによって3,900万円だった工事が4,100万円だったり、その逆になったりというところもありますけれども、現時点、私たちとしましては、当初の金額でこちらを判断していきたいと考えております。工事の途中で要件が変わるとするのは複雑になり過ぎるのかなと考えております。

【仲田委員】 分かりました。

【米倉契約調整技術担当課長】 それから受注者の認識ということでございますけれども、現場代理人の常駐義務の緩和は恐らく、当然同じ会社内で行われていきますので、同じ会社内であれば当然、会社内の情報共有等図られると思いますし、それはあるかと思えます。そういったご質問だったということですのでよろしいですか。

【仲田委員】 ええ。そうしますとね、できるだけ工事の金額を当初は少なめに設定し、追加として、例えば本来6,000万円なのだけでも、4,000円でやっておいて、

後で追加するという事も可能になってしまう。こういうことに対して、不正というのですかね、抜け駆けが起きないように仕組みにしていきたいなと思っております。

【米倉契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。設計変更というのは、発注者が自由にできるものではございませんで、やむを得ない事情がある中で設計変更を行っているものでございますので、当然一体性が必要ですし、本当に設計変更をしなければいけない中で行っていきますので、あえて意図的に低めに設定していくということは、現場内の常駐義務に関しては少なくとも生じにくいのかなと思います。

【仲田委員】 そうですか。分かりました。いずれにせよ、よく十分注意してやっていただきたいと考えます。

【米倉契約調整技術担当課長】 はい。

【堀田部会長】 斉藤委員、お願いいたします。

【斉藤委員】 私からは、現実に即した改正のご提案ということで、特に異論はございません。以上です。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

それでは、私からも1点。改正については異論ありませんけれども、一方で国の議論でもそうなのですが、これで十分に有効かという話があるかと思うのですね。実際、国も現場代理人あるいはその監理技術者の要件緩和というのは、もうずっと最近進めているのですけれども、結局2件で十分か、もっと兼任の数を増やしてほしいという要望もいただいたこともありますし、どれぐらいが適正なのかということもやってみないと分からない側面もやはりあるのではないかと思います。ですので、今回の改正をして、実際例えばこの運用開始後にどれぐらいの工事でこういった兼任がこれから生じるのか。それが担い手確保にどれぐらい有効であったと考えられるのかといった検証も必要なというふうに思いますので、引き続きそういったモニタリングも含めて行っていただければなというふうに思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご意見ありがとうございます。この制度、まずはこちらから導入させていただいて、状況などを見ながらまた必要に応じて検討していきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

【堀田部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(意見等なし)

【堀田部会長】 よろしければ、今の議論を踏まえて制度設計をしていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは次の議題ですけれども、設計等委託における最低制限価格の算定式の見直しにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それではご説明申し上げます。資料3、最後のページです。 「設計等委託における最低制限価格の算定式の見直しについて」をご覧ください。

こちらにつきましては、設計等委託の最低制限価格の算定式を引き上げるといったものになります。設計等委託とは、建築設計や土木設計、測量や地質調査の工事系の委託になりますけれども、こういったものになります。

国の状況といたしましては、令和6年度発注案件から低入札調査基準価格の算定式を見直して適用しているということになっております。

見直し内容といたしましては、各建築設計、土木設計、測量設計と地質調査ごとに、設定範囲と算定式、従前従後という形で示させていただいております。

赤字のところの変更点でして、例えば左から2つ目、土木設計について見ますと、従前設定範囲が60%から80%だったところを、60%から81%ということで上限値を引き上げてございます。また、その内訳の一般管理費等につきましても、0.50を掛けるということになりまして、従前の0.48から引き上げてございます。全体といたしましては、最低制限価格の設定値は少し高まるというような状況になろうかと思っております。

東京都といたしましても、昨年度から低入札調査価格基準の算定式、国のものを準用しながら最低制限価格を実施してきたところでございますが、今般の国の見直しを踏まえまして、この算定式を国と同様に改定していきたいというものでございます。

こちら、簡単になります以上になります。

【堀田部会長】 ありがとうございます。それではこちらの点につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【斉藤委員】 すみません、よろしいでしょうか。

【堀田部会長】 お願いいたします。

【斉藤委員】 1点だけございます。この土木設計と測量と地質調査の一般管理費の赤字の部分は0.50になっているのですが、建築設計の諸経費の部分だけ0.60のままとなっていますが、これは何か理由があるのでしょうか。それだけ教えていただければと存じます。お願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それぞれ委託につきましては、掛ける係数が異なってございますし、また掛ける前のもの、例えば建築設計の場合ですと諸経費に0.6を掛けますが、地質調査などにつきましては諸経費であったり一般管理費等となっております、含まれるものが若干異なってきてございますので、直接にこの0.6と0.5を比較することがちょっと難しい状況になってございます。恐らく国のほうでも、それぞれの委託の積算の考え方について、それぞれの所管部署でやっているかと認識しておりますので、そうした中で、それぞれの積算基準の違いがこうした算定式の違いに表れてきているのかなと思うところです。ただ、全体といたしましては、会社の経費を、会社を運営していくために必要な経費というものを、適切に運用することを求めているといった内容になっているというふうには認識しております。

【斉藤委員】 分かりました。ありがとうございました。

【堀田部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは私から1点質問ですけれども、今現況において、こちらの設計等委託で最低制限価格にほぼ同等の契約金額になっている割合、いわゆる最低制限価格に張りついているような、そういった契約は実際どれぐらい割合としてあるのでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 この低入札調査基準価格を下回るような入札というのは、現状といたしましてはほとんど発生していないという状況になってございます。ですので、最低制限価格以上のほうで入札が行われているという状況にございます。

【堀田部会長】 もちろん最低制限価格なのでそうなのですけれども、例えばその最低制限価格の1%未満上回るような水準で行われているような契約が割合としてどれぐらいあるかということです。今回引き上げるので、そこに張りついている契約の割合が多ければ多いほど、今回のダンピング対策としては実効性があるということになるわけですけれども、そういった状況が都であるのか、設計等委託に関してあるのかどうかという質問です。

【米倉契約調整技術担当課長】 そちらについては、手持ちのデータがございませんので、状況を確認いたしまして別途また報告させていただけたらと思います。

【堀田部会長】 承知いたしました。追ってご確認いただければと思います。
ほかにいかがでしょうか。

【原澤委員】 では、原澤からよろしいでしょうか。

【堀田部会長】 よろしく願いいたします。

【原澤委員】 国の基準を導入したということですが、国は低入札価格調査制度を採用しているので、基準価格を下回っても救われる可能性があり、一方、東京都は最低制限価格制度を採用しているので、基準価格を下回ってしまうと即失格になります。そういうことから、従来、都は国の基準価格よりも低い基準価格を設定しているのかと推測しておりました。今回、基準価格を上げて国と同額にするということは、最低価格制度を使っている都の方が国より厳しい条件になるように見えますが、最低制限価格を上げることは、堀田先生がおっしゃったようにダンピングの排除という点では良いと思いますので、それを目的とするのであれば良い改定だと思います。一方で、最低制限価格を上げることによって失格者が増え、運用上の問題が生じるのではないかという点を懸念します。その点をクリアできるのであれば、今回の変更に変存はございません。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご意見ありがとうございます。東京都の最低制限価格のこの算定式は、従前、当初から国と同じ算定式を採用してきたところでございます。今回国が引き上げたことに伴って、東京都もそれを反映させる形で引き上げたというものになりますので、国よりその水準が低かったというような状況ではございません。説明が分かりづらくて申し訳ございませんでした。

最低制限価格を引き上げることによって失格となる方が増えるかというご懸念でございますけれども、この最低制限価格の算定式につきましては公表することとなっておりますので、入札参加者の方が適切に積算していただければ、極端に下回るというか、そういつ

たことは、あまり齟齬は発生しないのではないかなと推測しています。周知は適切に行ってまいりたいと思っております。

【原澤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【堀田部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見等なし)

【堀田部会長】 ありがとうございます。それではよろしければ、ただいまのご議論を踏まえて、制度設計を進めていただければというふうに思います。

それでは、以上で本日の議案は終了となりますけれども、全体を通して何かご質問、ご意見等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見等なし)

【堀田部会長】 ありがとうございます。

それでは、特にないようでしたら、本日予定されておりました議事、全て終了になりますので、事務局に進行をお返しいたします。

【須藤契約調整担当部長】 堀田部会長、ありがとうございました。委員の皆様方にも様々な角度からご意見をいただきまして、ありがとうございます。本日いただいた意見を踏まえまして、制度設計のほうを進めてまいりたいと考えてございます。

それでは以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

——了——